

令和 7 年 6 月市議会定例会議 総務常任委員会資料

(議案第 6 6 号)

1 専決処分承認の件（専決第 5 号）福島市税条例の一部を改正する条例制定の件 【市民税課】…………… P2

(議案第 6 0 号)

2 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件 【市民税課・資産税課】…………… P3

(議案第 5 6 号)

3 令和 7 年度福島市一般会計補正予算中、財務部所管分 【管財課・市民税課】…………… P7

財 務 部

(専決第5号) 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件<要旨> (地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律制定に伴う改正)

区分	項 目	内 容	法・条例														
軽 自 動 車 税	1 二輪車の車両区分の見直しについて	総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kW（50cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円（50cc 原付と同額）とする。	法：第 463 条の 15 条例：第 71 条														
	○施行日 令和 7 年 4 月 1 日	◆新基準原付バイクの概要 <table><tr><th colspan="2">新基準原付バイク</th></tr><tr><td>排気量</td><td>125cc以下</td></tr><tr><td>最高出力</td><td>4.0 kW以下</td></tr><tr><td>最高速度</td><td>30km/h以下</td></tr><tr><td>二段階右折</td><td>要</td></tr><tr><td>税率</td><td>年額2,000円</td></tr><tr><td>運転免許</td><td>原動機付自転車、普通自動車等</td></tr></table> 【備考】 新基準原付バイクに取り付ける課税標識（いわゆるナンバープレート）については、原動機付自転車（総排気量 50cc 以下又は定格出力 0.6kW 以下）（白色）と同様となる。		新基準原付バイク		排気量	125cc以下	最高出力	4.0 kW以下	最高速度	30km/h以下	二段階右折	要	税率	年額2,000円	運転免許	原動機付自転車、普通自動車等
	新基準原付バイク																
排気量	125cc以下																
最高出力	4.0 kW以下																
最高速度	30km/h以下																
二段階右折	要																
税率	年額2,000円																
運転免許	原動機付自転車、普通自動車等																

(議案第 60 号) 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件<要旨> (地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律)

区分	項 目	内 容	法・条例		
公 示 送 達	1 公示送達制度の見直し	公示送達制度について見直しを行う。	法：第 20 条の 2 規則：第 1 条の 8 条例：第 11 条		
	○施行日 地方税法等の一部を改正する 法律（令和 5 年法律第 1 号）附則 第 1 条第 12 号に掲げる規定の施 行の日施行	公示送達は、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方公共団体の掲示場に掲示し、又は公示事項をその地方公共団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとする。 <table><tr><th>見直し前</th><th>見直し後</th></tr><tr><td>掲示場 のみ</td><td>インターネット + 事務所の 掲示場 又は パソコンの 画面に表示</td></tr></table>		見直し前	見直し後
見直し前	見直し後				
掲示場 のみ	インターネット + 事務所の 掲示場 又は パソコンの 画面に表示				

区分	項 目	内 容	法・条例
個人市民税	2 大学生年代の子等に関する特別控除の創設	大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）を創設する。	法：第314条の2、第317条の2、第317条の3の2、第317条の3の3 条例：第26条の2、第29条の2、第29条の3の2、第29条の3の3
	○施行日 令和8年1月1日	大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等に関する特別控除の創設 ・特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が段階的に控除を受けられる仕組み（特定親族特別控除）を導入（控除額：最高45万円） ※この見直しにより、22,032,000円の減収が見込まれる。	
		大学生年代（19歳～23歳未満）の親等の控除について 単位：万円	
		子等の給与収入が123万円（合計所得金額が58万円）を上回った場合でも、親等は控除を段階的に受けられる。 ※令和8年度分以後の個人市民税に適用	

区分	項 目	内 容	法・条例				
市 た ば こ 税	3 加熱式たばこの課税方式の見直し	加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこの1本として課税する仕組みとする。	法：附則第30条の3 条例：附則第16条の2の2				
	○施行日 令和8年4月1日	課税方式の見直し ①紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ →当該加熱式たばこの重量0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法 ※1本当たりの重量が0.35g未満のものについては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとする。 ②上記①以外の加熱式たばこ →当該加熱式たばこの重量の0.2gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法 これまで 重量＋価格 → 改正後 重量のみ 実施時期と経過措置 ・激変緩和措置として、令和8年4月1日以降と令和8年10月1日以降の2段階で課税方式の見直しを実施する。 <table><tr><th>時期</th><th>課税標準</th></tr><tr><td>R8.4.1以降</td><td>現行の換算本数×0.5＋改正後の換算本数×0.5</td></tr><tr><td>R8.10.1以降</td><td>改正後の換算本数×1.0</td></tr></table>		時期	課税標準	R8.4.1以降	現行の換算本数×0.5＋改正後の換算本数×0.5
時期	課税標準						
R8.4.1以降	現行の換算本数×0.5＋改正後の換算本数×0.5						
R8.10.1以降	改正後の換算本数×1.0						

区分	項 目	内 容	法・条例
固 定 資 産 税	4 長寿命化に資する大規模修繕工事が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置における申告の見直し ○施行日 公布の日	長寿命化に資する大規模修繕工事が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者からの必要書類の提出により減額措置を適用することができるとする規定を追加する。 改正前：区分所有者それぞれからの申告により、各々減額措置。 改正後：マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があれば、各区分所有者からの申告書の提出がなくても減額措置を適用することができる。 【参考】地方税法により大規模修繕工事の実施期限が令和8年度までに延長	法：附則第15条の9の3 条例：附則第10条の3

課 財 管

議案第56号 令和7年度福島市一般会計補正予算(所管分)

第2款 総務費

第2項 徴税费

(単位:千円)

目	細目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
2 賦課徴收費	物価高騰対策費	—	452,100	452,100	—	—	—	452,100	

◇細々目 定額減税補足給付金給付事業費

(単位:千円)

節	細 節	補正額
11 役務費	01 通信運搬費	3,800
	04 手数料	1,600
12 委託料	05 その他の委託料	46,700
18 負担金補助及び交付金	05 交付金	400,000
計		452,100

財源:物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

1. 概要

令和6年度に実施した当初調整給付の支給額に不足が生じた場合などに対し、追加給付する事業を実施。一部業務を外部委託により行う。

対象者 令和7年度住民税課税地が福島市であって、下記に当てはまる方 (約1万7千人見込み)

- ① 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した結果、支給額に不足が生じる方
- ② 当初調整給付を受けていない方(一定の条件を満たす事業専従者や合計所得金額48万円超の方など)

2. スケジュール ◎(支給のお知らせ) ○(支給開始) ▼(口座確認書発送) ■(申請の案内書発送)

対象者		8月	9月	10月	11月	12月
①	口座登録者	◎ -----> ○				
	口座未登録者		▼ -----> ○	以降、随時支給 ・口座確認回答期限		
②			▼ -----> ○ ■ -----> ○	以降、随時支給 ・口座確認回答期限 ・申請書提出期限		
			・広報(自主申請)・受付開始			

3. 外部委託の主な業務

- (1)給付対象者あて口座確認通知書対応(作成、印刷、封入封緘)
- (2)問い合わせ対応コールセンター
- (3)回答書審査
- (4)給付金振込口座データ作成